

別添

分離発注における工事確認書

1 / 1 枚目

複数枚必要な場合は、
コピーして利用してください。

以下について間違いないことを確認し、
申告します。

記入日：令和3年8月10日

申請者

給付順一



① 住宅建築に係る最終工事の引渡日(住宅の引渡日に相当するもの)

最終工事の
引渡日

令和3年7月10日

② 構造耐力上主要な工事における適用消費税率

分離発注によって住宅を建築した場合、【構造耐力上主要な部分】の全ての工事について引上げ後の消費税率が適用されている必要があります。

消費税率が8%と10%にまたがる場合、本制度では消費税率8%時の給付額となります。

該当する工事について、工事内容、請負人(工事施工者名)、契約日、引渡日、適用消費税率を記入してください。
また、それぞれ工事請負契約書を提出してください。

《令和4年に入居した方、もしくは床面積が40m²以上50m²未満の方のみ、ご確認ください》

③ 構造耐力上主要な工事における契約日

分離発注によって住宅を建築した場合、引渡し・入居期限の延長および床面積要件の緩和*が適用されるには
【構造耐力上主要な部分】の全ての工事について、一定の期間内*に契約されている必要があります。

契約日が一定の期間内と期間外にまたがる場合、引渡し・入居期限の延長および床面積要件の緩和の対象外となります。

* 令和3年度の税制改正により、一定の期間内(令和2年10月1日～令和3年9月30日)に契約した方について、すまい給付金の対象となる住宅の引渡し・入居期限が令和4年12月31日に延長され、床面積要件が40m²以上に緩和されます。(詳細は、給付申請書の「申請書記入にあたって[提出不要]」をご確認ください。)

●該当する工事が8件を超える場合はこの工事確認書をコピーし、記入してください。

	工事内容	請負人(工事施工者名)	契約日	引渡日	適用消費税率	窓口確認
①	基礎工事	○○ 株式会社	平成 令和 2年11月10日	令和3年4月1日	<input checked="" type="checkbox"/> 8% <input checked="" type="checkbox"/> 10%	<input type="checkbox"/>
②	土台・柱工事	株式会社 ××工務店	平成 令和 2年12月10日	令和3年4月20日	<input checked="" type="checkbox"/> 8% <input checked="" type="checkbox"/> 10%	<input type="checkbox"/>
③	床・屋根工事	△△工務店 株式会社	平成 令和 3年1月10日	令和3年5月10日	<input checked="" type="checkbox"/> 8% <input checked="" type="checkbox"/> 10%	<input type="checkbox"/>
④	外壁工事	●● 株式会社	平成 令和 3年2月10日	令和3年6月10日	<input checked="" type="checkbox"/> 8% <input checked="" type="checkbox"/> 10%	<input type="checkbox"/>
⑤			平成 令和 年 月 日	令和 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 8% <input checked="" type="checkbox"/> 10%	<input type="checkbox"/>
⑥			平成 令和 年 月 日	令和 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 8% <input checked="" type="checkbox"/> 10%	<input type="checkbox"/>
⑦			平成 令和 年 月 日	令和 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 8% <input checked="" type="checkbox"/> 10%	<input type="checkbox"/>
⑧			平成 令和 年 月 日	令和 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 8% <input checked="" type="checkbox"/> 10%	<input type="checkbox"/>

事務局使用欄(申請者は記入不要)

◆構造耐力上
主要な部分とは

住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。)で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条)

令和3年4月版